

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 清 水 智 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 8 年 10 月 8 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所川越支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所川越支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 19 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 23 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、物件所在地を管轄する農業委員会の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8,800,000 7,040,000	一括	1,760,000	36,718	12,282
1	3,490,000				
2	5,310,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 |
| | 地 番 | 3 5 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 0 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 3 5 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 3 5 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 0 . 1 0 平方メートル
2 階 3 0 . 1 8 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 5 日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 清 水 智 彦

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 |
| | 地 番 | 3 5 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 0 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 3 5 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 3 5 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 0 . 1 0 平方メートル
2 階 3 0 . 1 8 平方メートル |



令和 8 年 (ヌ) 第 6 号
令和 8 年 6 月 8 日受理
令和 8 年 6 月 29 日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所川越支部

執行官 川 上 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 |
| | 地 番 | 3 5 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 0 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 3 5 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 3 5 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 0 . 1 0 平方メートル
2 階 3 0 . 1 8 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおりに記載する				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☐ 公図のとおりに記載する ☒ 地積測量図のとおりに記載する ☐ 建物図面(各階平面図)のとおりに記載する ☐ 土地建物位置関係図のとおりに記載する ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおりに記載する				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおりに記載する)				
その他の事項					
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおりに記載する				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおりに記載する)				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年()第 号 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおりに記載する ☐ 土地建物位置関係図のとおりに記載する				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	1 本件建物には、債務者が住んでいます。
■債務者	1 本件建物には、私が住んでおり、他に占有者はいません。 2 本件建物について、不具合は特にありませんが、2階洋室の窓ガラスが割れている箇所があります。また、以前、犬を1匹飼っていたことがありましたが、主にベランダで飼っていたため、室内に汚れ等はないと思います。 3 本件土地について、隣地と境界等で争いはありません。 4 本件土地上にある簡易物置は、私のものです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

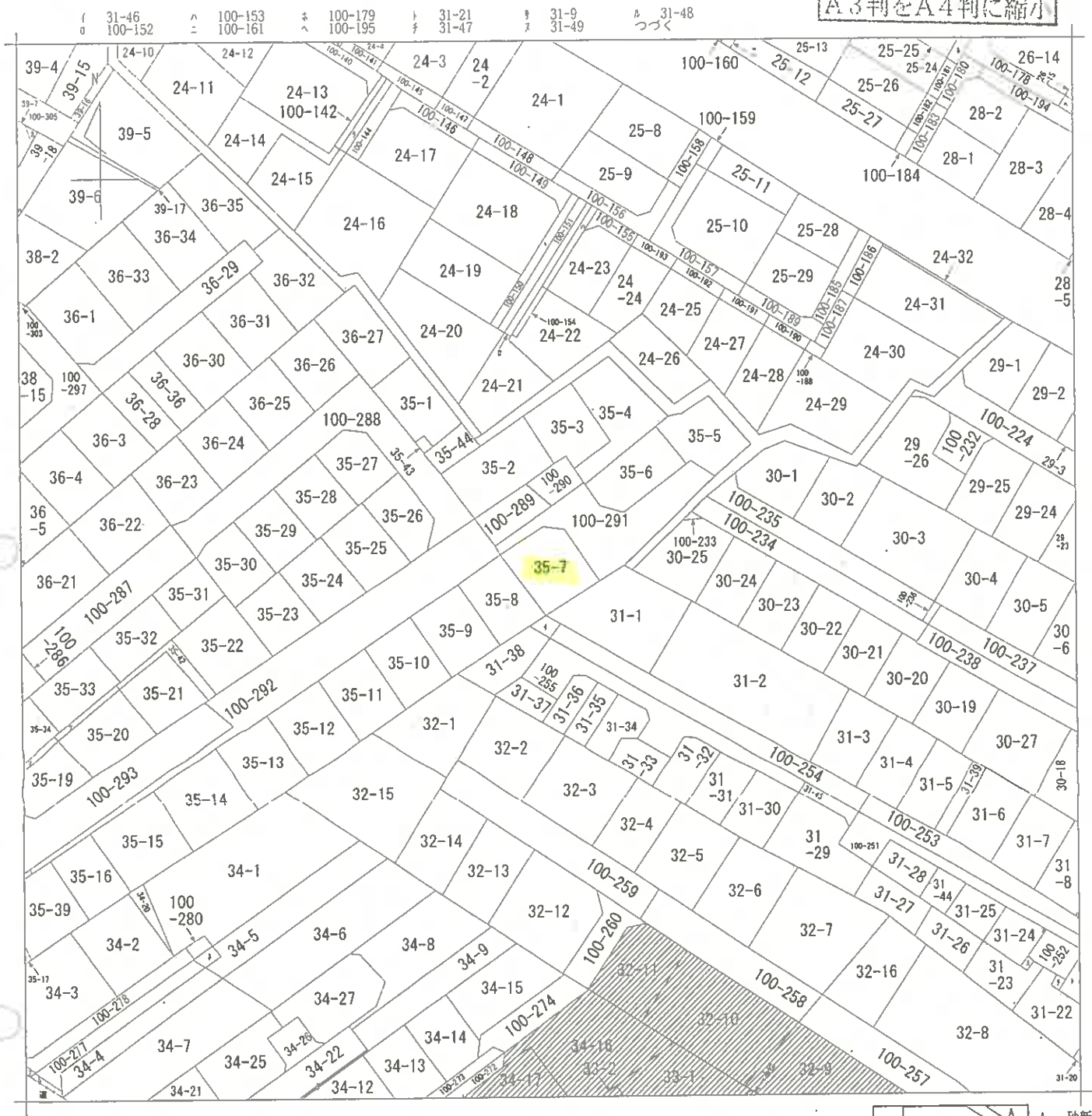
- 1 本件物件の状況は、別紙建物図面、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 現況及び関係人の陳述から、本件物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 3 本件土地に接面する土地（地番100-291）は、川越市所有の公衆用道路（地目：畑）である。
- 4 本件建物1階廊下にゆがみが認められた。また、本件建物内には、添付写真のとおり、かなりの量の目的外動産が存在する。なお、2階洋室には大量の目的外動産が天井近くまで存在しているため、債務者が述べた窓ガラスの割れている個所は確認できなかった。
- 5 本件土地上に電柱（写真②）及び本件所有者が所有するスチール製簡易物置（動産）1個が、それぞれ存在する。
- 6 本件土地上の樹木の一部が、道路に越境している（写真①、②）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月10日(水) 12:55-13:10	物件所在地	物件確認、占有状況確認、見分、写真撮影 全戸不在、現況調査催告書差し入れ 近隣者聴取
8年6月12日(金) 10:45-10:50	法務局(川越支局)	現在事項証明書申請
8年6月26日(金) 14:25-15:00	物件所在地	物件調査、占有調査、見分、写真撮影 債務者面談、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。

地番区域見出
砂新田5丁目
A 砂新田5丁目
B 砂新田6丁目

請求部	所在	川越市砂新田五丁目			地番	35番7		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川越支局管轄)

令和7年12月8日

さいたま地方法務局

地図整理番号: M94696

登記官

(6枚目)

ア 36-6
イ 38-3
ロ 39-19
ハ 100-139
ニ 100-143
ホ 34-18
ヘ 35-40
ト 35-41
チ 100-279
リ 100-281
フ 34-29
ム 100-276

4014125

求積

$1542-2-1.6.63 \times 0.61 \times \frac{1}{2} = 5.0721$
 $\therefore 5.07m^2$

$1542-3-1.7.28 \times (4.53 + 2.66) \times \frac{1}{2} = 6.21216$
 $1.7.01 \times 1.11 \times \frac{1}{2} = 9.4405$
 $2.1.06 \times (1.26 + 5.59) \times \frac{1}{2} = 7.21305$
 $1.3.02 \times 6.91 \times \frac{1}{2} = 4.49841$
 $9.47 \times 3.30 \times \frac{1}{2} = 15.6255$
 20.43022
 $\therefore 20.430m^2$

$1542-4-7.29 \times 1.88 \times \frac{1}{2} = 6.8526$
 $1.5.23 \times 1.70 \times \frac{1}{2} = 1.29455$
 $8.32 \times (2.31 + 2.27) \times \frac{1}{2} = 9.6096$
 $1.4.50 \times (4.14 + 2.27) \times \frac{1}{2} = 4.64725$
 $9.96 \times 2.92 \times \frac{1}{2} = 1.45416$
 $9.92 \times 1.91 \times \frac{1}{2} = 9.4736$
 $1.8.48 \times 6.04 \times \frac{1}{2} = 5.58096$
 $1.7.62 \times (4.11 + 1.12) \times \frac{1}{2} = 4.60763$
 20.17813
 $\therefore 20.178m^2$

$1542-5-9.24 \times 1.52 \times \frac{1}{2} = 7.0224$
 $1.4.75 \times (5.92 + 6.74) \times \frac{1}{2} = 9.33675$
 100.3899
 $\therefore 100.38m^2$

$1542-1-1.880.99 = 511.53 = 1369.46m^2$

凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類
① 石杭	境界線	⑦ プラスチック杭	境界線		
② コンクリート杭	境界線	⑧ 金属杭	境界線		
③ 金属杭	境界線	⑨ 銅杭	境界線		

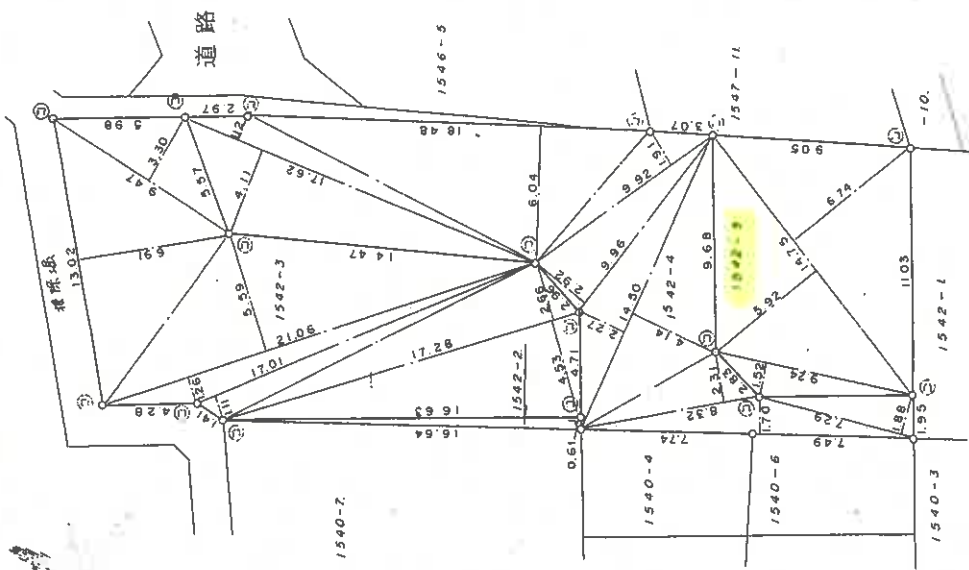
作製者

申請人

縮尺 1/250

川越市大字砂新田5丁目

砂新田5丁目



A3判をA4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(さいたま地方裁判所川越支部管轄)
令和7年12月8日

登記官

(9 枚目)

4511777

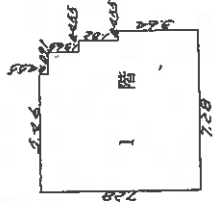
各階平面図

建物図面
各階平面図
57.2.26

家屋番号
-1542番5-35-7

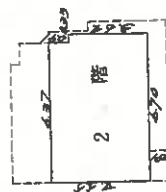
建物の所在
川越市大字砂新田字浅草野元新番分1542番地5

砂新田5丁目 35 番地 7



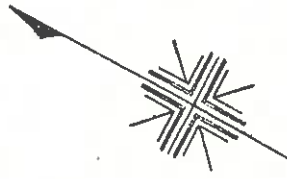
面積計算表

5.86 x 4.455 = 26.0843
6.37 x 1.365 = 8.69205
6.825 x 1.82 = 12.5215
7.28 x 3.64 = 26.7092
計 53.10



面積計算表

4.37 x 4.01 = 17.5237
4.70 x 3.64 = 17.1080
計 34.6317



○ (写真撮影位置表示)



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方方法務局川越支局管轄)

令和7年12月8日

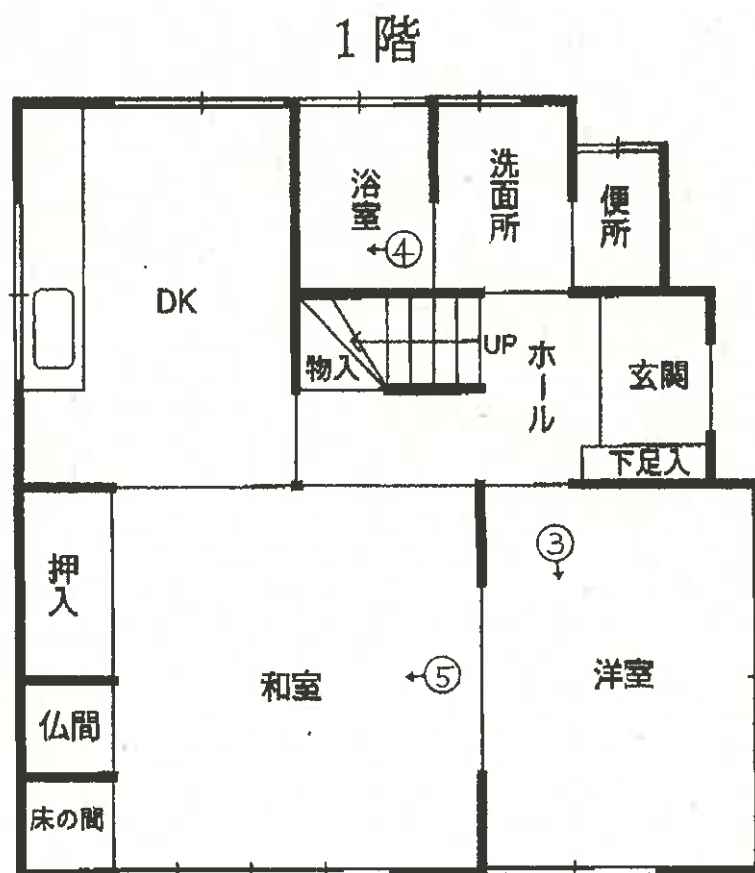
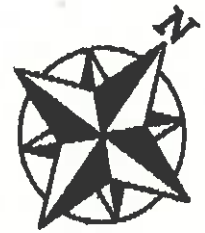
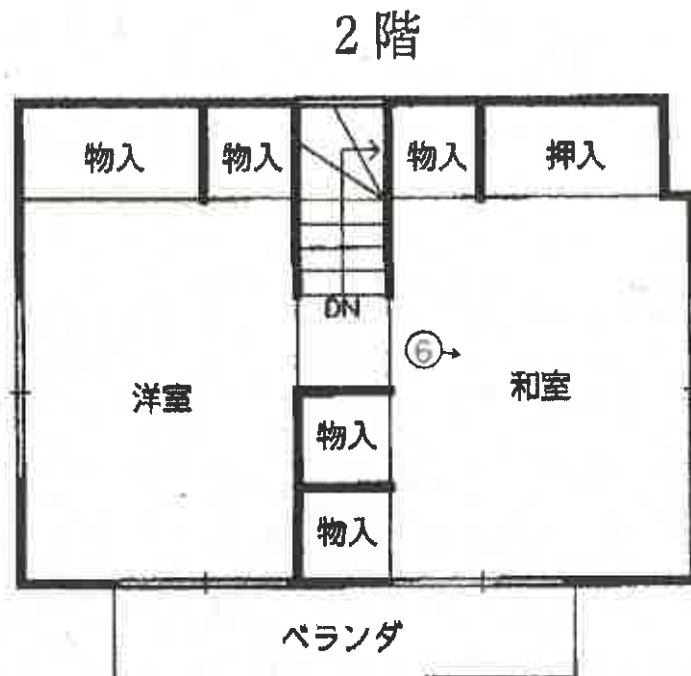
さいたま地方方法務局

登記官

(10枚目)

建物間取図

令和8年(ヌ)第6号



←○(写真撮影位置表示)



①

電柱



②



③



④



⑤



⑥

令和 8 年（又）第 6 号

令和 8 年 6 月 26 日 現地調査

令和 8 年 7 月 7 日 評 価

さいたま地方裁判所 川越支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山 口 和 範

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 |
| | 地 番 | 3 5 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 0 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川越市砂新田五丁目 3 5 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 3 5 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 0 . 1 0 平方メートル
2 階 3 0 . 1 8 平方メートル |



第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 8,800,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,490,000 円
物件2（建物）	金 5,310,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり	
番号	特記事項		
	なし		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東武東上線「新河岸」駅の南西方約 1.6 km（道路距離）	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅の建ち並ぶ低層住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% なし —
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 日 照	100.38 m ² ほぼ長方形 平坦 普通
接面道路の状況	北東 6.2m 舗装道路 北西 6.2m 舗装道路 (いずれも位置指定道路 S56.4.30 第13号／建築基準法 42 条 1 項 5 号) ほぼ等高接面	
土地の利用状況等	物件2の敷地	
供給処理施設	上 水 道：あり ガス配管：あり 下 水 道：あり ※敷地内までの引込がある場合は「あり」、引込がない場合は「なし」としている。	
特 記 事 項	○基準建蔽率 60% ○画地の南東端に電柱と支線あり。 ○駐車スペース（1 台分）あり。 ○庭木が道路に越境している。 ○水害リスク（0.5m未満）	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載）：昭和57年2月10日新築 経過年数：約44年 経済的残存耐用年数：約1年
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：モルタル塗り 内 壁：ビニールクロス貼り、繊維壁 天 井：ビニールクロス貼り、敷目張、ボード貼り 床：フローリング、畳、モザイクパネル、クッションフロア 設 備：電気設備、給排水衛生設備等 その他：－ ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現 況 用 途 等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状態	築後約44年経過しており、経年及び使用に基づく汚染、摩滅箇所が見受けられる
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	○1階廊下の床が一部凹む。 ○大量の荷物が各部屋に堆積している。 ○居住者によると、2階洋室の窓が割れているとのこと。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格（円／㎡）	個別格差	地積（㎡）	持分	建付減価	建付地価格（円）
	ア	イ	ウ	エ	オ	ア×イ×ウ×エ×オ
1	135,000	1.02	100.38	$\frac{1}{1}$	0.90	12,440,000

※ 計算表における計算結果である総額（円）については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする（以下同じ）。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地 川越－25

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 134,000 \text{ 円／㎡} & \times & \frac{101}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \div & 135,000 \text{ 円／㎡} \\
 & & & & & & & & \text{（上三ケタ未満四捨五入）}
 \end{array}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地域格差 : なし

イ 個別格差 : 画地（準角地）条件等を考慮した。

オ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	150,000	80.28	0.01	120,000

ウ 現価率

経過年数 44年 経済的残存耐用年数 1年
観察減価率 (中古建物の市場性等も考慮) 70%

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 1\text{年}}{(\text{経過年数 } 44\text{年} + \text{経済的残存耐用年数 } 1\text{年})} \\ &\times (1 - 0.70) \div 0.01 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円）	土地利用権等割合		土地利用権等価格（円）
	ア	イ		ア×イ
1	12,440,000	0.60	法定地上権	7,460,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円）	土地利用権等価格の 控除及び加算（円）	占有減価 修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額（円）
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	12,440,000	－ 7,460,000		1.00	0.7	3,490,000
2	120,000	＋ 7,460,000	1.0	1.00	0.7	5,310,000
一括価格（合計）						8,800,000

ウ 占有減価修正： なし

エ 市場性修正： なし

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (川越-25)

所 在 : 砂新田5丁目35番9

価 格 : 134,000 円/㎡

位 置 : 東武東上線「新河岸」駅約1.6km (道路距離)

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 100 ㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 北西 6.2m 道路

用途指定等 : 第1種低層住居専用地域 (建蔽率50%、容積率100%)

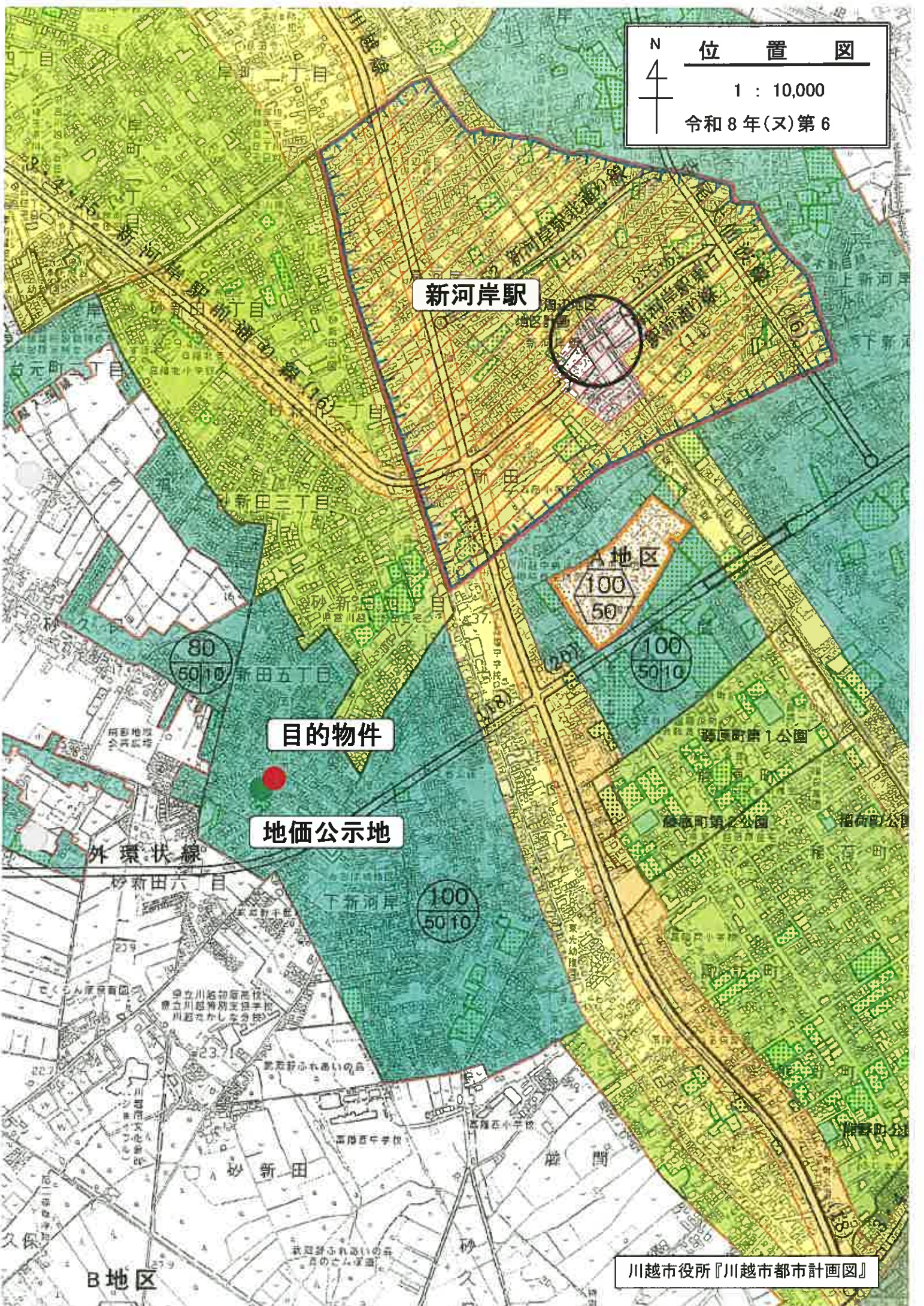
地域の概要 : 小規模一般住宅の建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 周辺概況図 (正本のみ)
- 3 公図写
- 4 地積測量図
- 5 建物図面
- 6 建物間取図
- 7 現況写真 (正本のみ)

以 上

位置図
1 : 10,000
令和 8 年(又)第 6



新河岸駅

目的物件

地価公示地

A地区
100
50

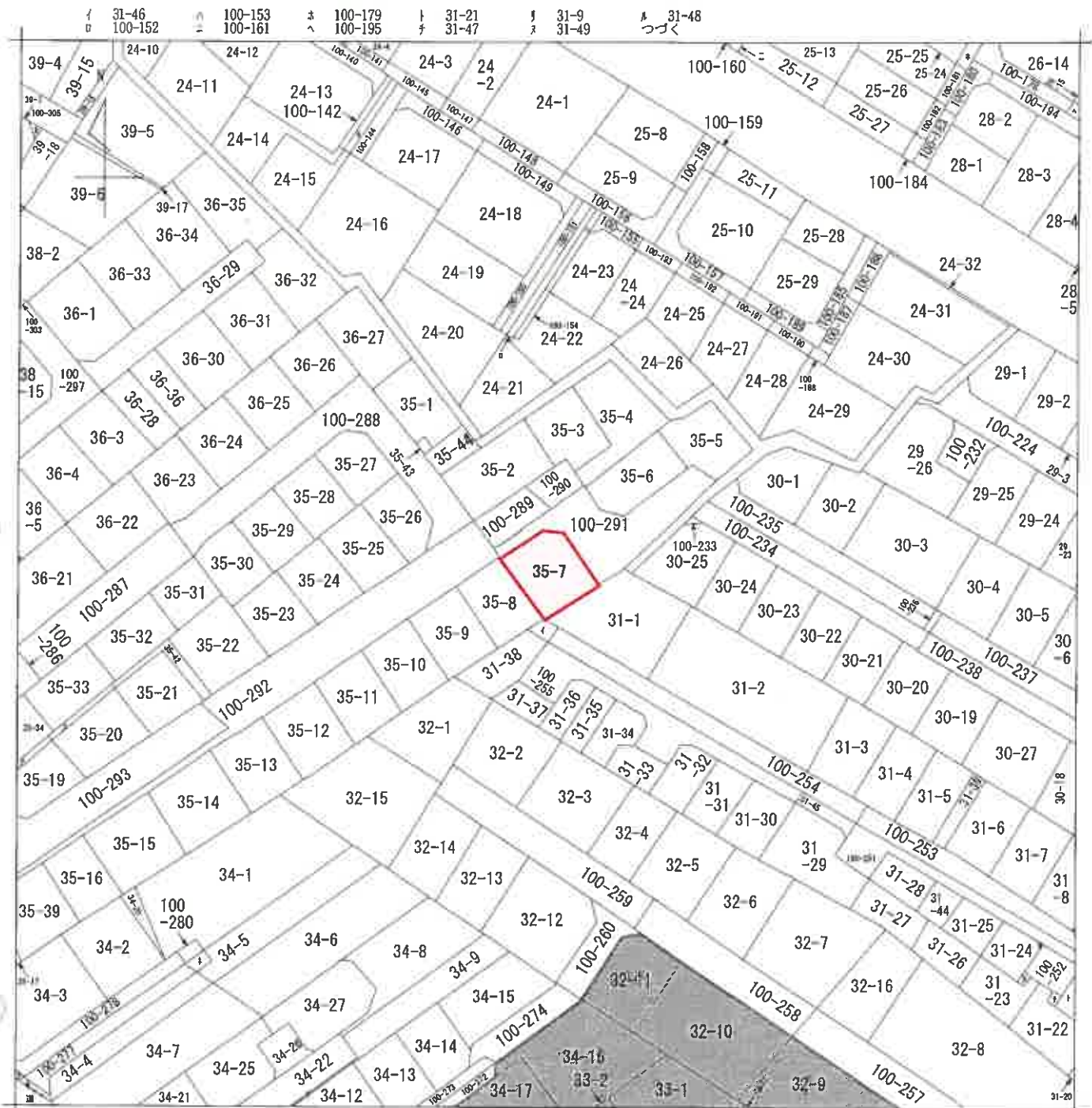
100
50

100
50

外環状線

B地区

川越市役所『川越市都市計画図』



(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。

地番区域見出し	砂新田5丁目
	砂新田6丁目 砂新田5丁目

請求部	所在	川越市砂新田五丁目				地番	35番7			
出力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項			

A3をA4に縮小

ア	36-6
ワ	38-3
カ	39-19
キ	100-139
ク	100-143
ケ	34-18
コ	35-40
サ	35-41
シ	100-279
ス	100-281
セ	34-29
ソ	100-276

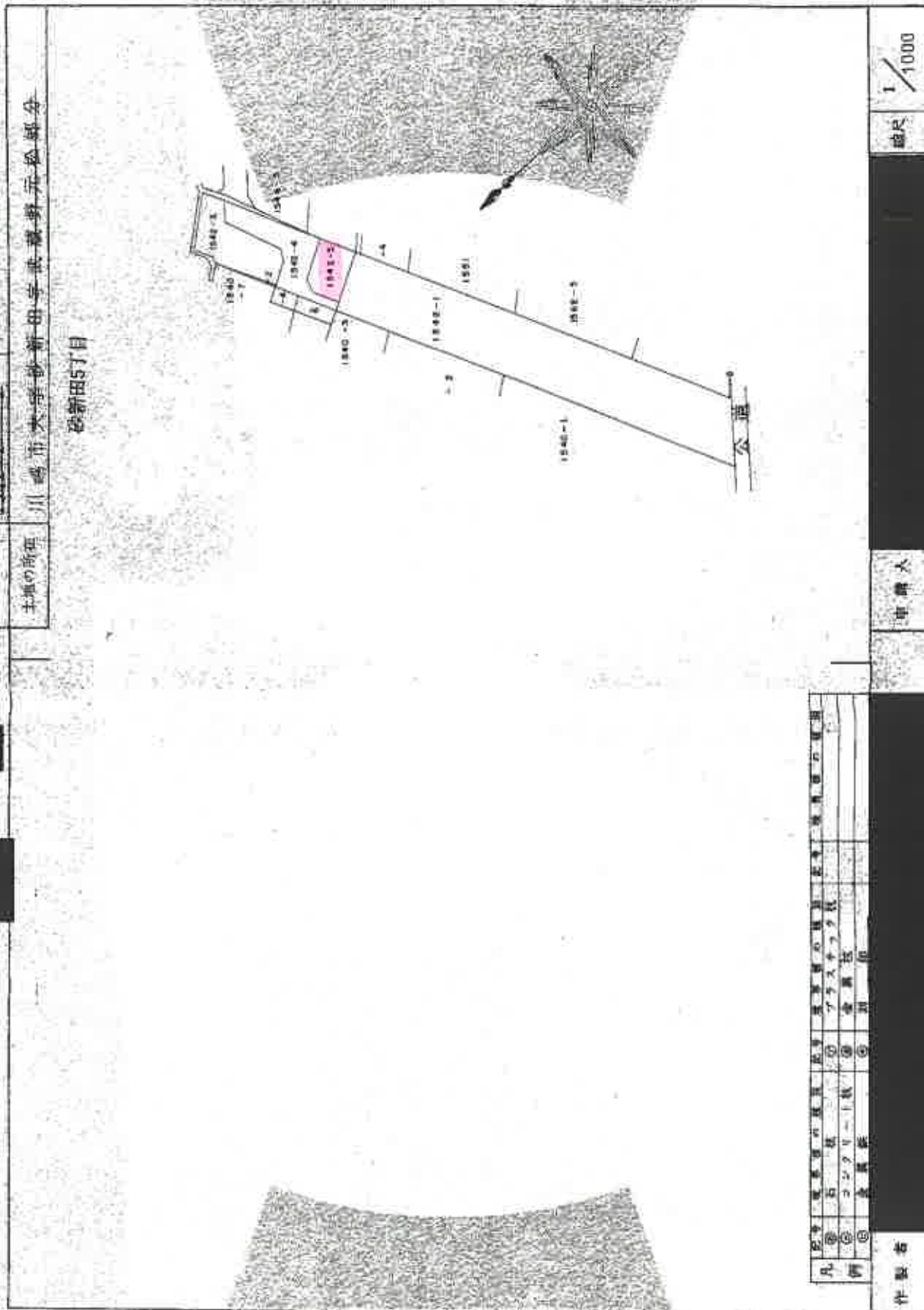
4014124

前・後・新 35-4, 5, 7, 100-288, 291 55.12.3 (324同C)

地番	1540-2-5
土地の所在	川崎市大等部新田字長瀬野元松部分 砂新田5丁目

1/2 地積測量図(全図)

1/2



凡例	① 境界線	② 境界線	③ 境界線	④ 境界線	⑤ 境界線	⑥ 境界線	⑦ 境界線	⑧ 境界線	⑨ 境界線	⑩ 境界線	⑪ 境界線	⑫ 境界線	⑬ 境界線	⑭ 境界線	⑮ 境界線	⑯ 境界線	⑰ 境界線	⑱ 境界線	⑲ 境界線	⑳ 境界線	㉑ 境界線	㉒ 境界線	㉓ 境界線	㉔ 境界線	㉕ 境界線	㉖ 境界線	㉗ 境界線	㉘ 境界線	㉙ 境界線	㉚ 境界線	㉛ 境界線	㉜ 境界線	㉝ 境界線	㉞ 境界線	㉟ 境界線	㊱ 境界線	㊲ 境界線	㊳ 境界線	㊴ 境界線	㊵ 境界線	㊶ 境界線	㊷ 境界線	㊸ 境界線	㊹ 境界線	㊺ 境界線	㊻ 境界線	㊼ 境界線	㊽ 境界線	㊾ 境界線	㊿ 境界線
例	① 境界線	② 境界線	③ 境界線	④ 境界線	⑤ 境界線	⑥ 境界線	⑦ 境界線	⑧ 境界線	⑨ 境界線	⑩ 境界線	⑪ 境界線	⑫ 境界線	⑬ 境界線	⑭ 境界線	⑮ 境界線	⑯ 境界線	⑰ 境界線	⑱ 境界線	⑲ 境界線	⑳ 境界線	㉑ 境界線	㉒ 境界線	㉓ 境界線	㉔ 境界線	㉕ 境界線	㉖ 境界線	㉗ 境界線	㉘ 境界線	㉙ 境界線	㉚ 境界線	㉛ 境界線	㉜ 境界線	㉝ 境界線	㉞ 境界線	㉟ 境界線	㊱ 境界線	㊲ 境界線	㊳ 境界線	㊴ 境界線	㊵ 境界線	㊶ 境界線	㊷ 境界線	㊸ 境界線	㊹ 境界線	㊺ 境界線	㊻ 境界線	㊼ 境界線	㊽ 境界線	㊾ 境界線	㊿ 境界線

縮尺 1/1000

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局川越支局審判)

令和7年12月8日 さいたま地方方法務局

登記官

A3をA4に縮小

4014125

求 積

$$1542-2-1.663 \times 0.61 \times \frac{1}{2} = 5.0721 \\ \therefore 5.07m^2$$

$$1542-3-1.728 \times (4.53 + 2.66) \times \frac{1}{2} = 6.21216 \\ 1.701 \times 1.11 \times \frac{1}{2} = 9.4405 \\ 1.06 \times (1.26 + 5.59) \times \frac{1}{2} = 7.21305 \\ 1.302 \times 6.91 \times \frac{1}{2} = 4.49841 \\ 9.47 \times 3.30 \times \frac{1}{2} = 15.6255 \\ 20.43022 \\ \therefore 20.430m^2$$

$$1542-4-7.29 \times 1.88 \times \frac{1}{2} = 6.8526 \\ 5.23 \times 1.70 \times \frac{1}{2} = 12.9455 \\ 8.32 \times (2.31 + 1.14) \times \frac{1}{2} = 9.6096 \\ 1.450 \times (4.14 + 2.27) \times \frac{1}{2} = 4.64725 \\ 9.96 \times 2.92 \times \frac{1}{2} = 14.5416 \\ 9.92 \times 1.91 \times \frac{1}{2} = 9.4736 \\ 1.848 \times 6.04 \times \frac{1}{2} = 5.58096 \\ 1.762 \times (4.11 + 1.12) \times \frac{1}{2} = 4.60763 \\ 20.17813 \\ \therefore 20.178m^2$$

$$1542-5-2.24 \times 1.52 \times \frac{1}{2} = 7.0224 \\ 1.475 \times (5.92 + 6.74) \times \frac{1}{2} = 9.33675 \\ 10.03899 \\ \therefore 10.038m^2$$

$$1542-1-188.099 - 511.53 = 1369.46m^2$$

2/2

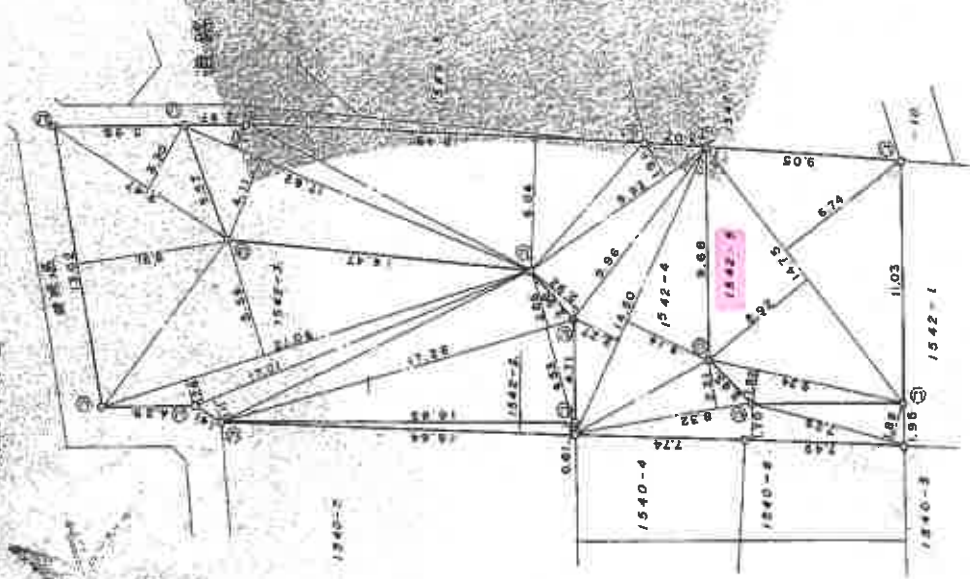
地 積 測 量 図

35-2-5-7, 100-291

地 番 1542-2-5

土地の所在 川越市大字新田字武藏野元松森分

新田5丁目



凡 例	石 積	コンクリート	金 網	測量の範囲	測量の範囲
①	石 積	コンクリート	金 網	測量の範囲	測量の範囲
②	石 積	コンクリート	金 網	測量の範囲	測量の範囲
③	石 積	コンクリート	金 網	測量の範囲	測量の範囲
④	石 積	コンクリート	金 網	測量の範囲	測量の範囲
⑤	石 積	コンクリート	金 網	測量の範囲	測量の範囲

作 製 者

申 請 人

縮 尺 1/250

これは図面に記載されている内容を証明する書面である
(さいたま地方事務局川越支店管轄)
令和7年12月8日

さいたま地方事務局

登記官

4511777

各階平面図

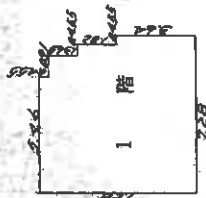
建物平面図

357.2.26

図面番号 35-7

図面の所在地 川崎市幸区新田半武蔵野元基部分1642番地5

新田5丁目 35 地



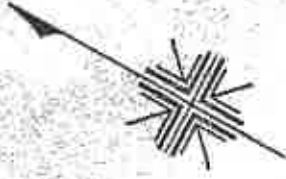
面積計算表

$5.46 \times 4.55 = 24.843$
 $6.37 \times 1.365 = 8.68905$
 $6.37 \times 1.32 = 8.4084$
 $2.28 \times 3.44 = 7.8432$
計 50.12



面積計算表

$6.37 \times 4.01 = 25.5537$
 $6.70 \times 3.44 = 23.0680$
計 48.6217



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(さいたま地方方法務局川越支局管轄)

令和7年12月8日

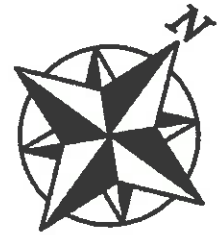
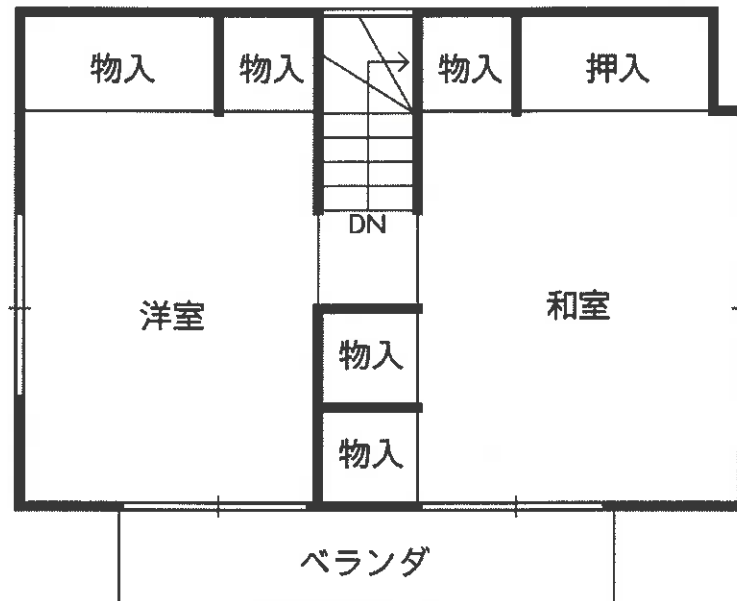
さいたま地方方法務局

登記官

建物間取図

令和8年(ヌ)第6号

2階



1階

